

水道法改正案の慎重審議を求める意見書（案）

水道は、国民の日々の生活や経済活動にとって欠かすことのできない重要なライフラインであることから、自治体や国は、施設の保持や財政基盤の確保、技術力等を有する人材の育成・確保等といった基盤の強化を図っていく必要がある。

しかし、社会保障費の増大に伴うインフラ関係予算の減少等により、経営を取り巻く環境が厳しさを増す中、さきの通常国会において、水道施設の運営権を民間事業者に設定できる仕組みを盛り込んだ水道法の改正案が提出された。結果として成立には至らなかったが、水道事業の運営が民間事業者に委ねられることとなった場合、日常の給水事業はもとより、災害の復旧活動においても、国民生活に少なからず影響を及ぼす可能性がある。

海外の事例を見ても、水道事業を民営化したボリビア等では、グローバル企業の参入によって水道料金がはね上がり、国民の反発によってグローバル企業は撤退し、再公営化されている。

こうしたことから、国においては、自治体や国の責任において継続的かつ安定的な水道事業経営を図り、国民の安全・安心な生活を守るため、水道法の改正に当たっては、国民への丁寧な説明を行うとともに、国会で慎重審議を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月14日

福井県議会